交通安全・生活安全ニュース

2013 春号

平成25年度　春の交通・生活安全市民運動等実施要綱

交通安全

1　交通安全市民運動

（1）　期間及び重点事項

ア　春の交通安全市民運動

期　　間：**平成25年4月6日（土）～15日（月）までの10日間**

重点事項：**子どもの交通安全**

高齢者の交通安全

すべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用徹底

イ　自転車安全利用促進強調月間

期　　間：**平成25年5月1日（水）～31日（金）までの1か月間**

重点事項：**自転車の安全利用促進**

ウ　名古屋さわやかロード月間

期　　間：**平成25年6月1日（土）～30日（日）までの1か月間**

重点事項：**違法駐車・青空駐車の追放**

（2）　スローガン

マナーアップなごや　なくそう交通事故

（3）　主要実施事項

ア　春の交通安全市民運動

子どもの交通安全

春は新入学児童・園児をはじめ、進級など生活環境が大きく変わる季節です。高い緊張感もあり、慣れない状況などから交通事故の発生が心配される時期です。

①地域や学校などでは、通学路や通園路、遊び場周辺などの交通安全危険箇所の点検を行い、登下校時等の安全確保に努めましょう。

②新入学児童･園児のいる家庭では、飛び出し事故等を防ぐため、通学（園）路等を一緒に歩き、信号の意味と見方、横断の仕方等の具体的な交通安全指導を行いましょう。

③大人は、子どもが事故にあわないように常に手本を示し、正しい交通ルールを指導するほか、交通安全について家族で話し合いましょう。

④ドライバーに対しては、子どもは思いがけない行動をすることがあることを知らしめ、子どもを見かけたらスピードを落とすなどの「思いやり、いたわり運転」をするよう呼びかけましょう。

⑤普段から、家族が出かける時などに交通安全のひと声をかけ合い、交通安全の意識を高めましょう。

☆「飛び出しをしない」「信号を守る」「自転車のスピードを出しすぎない」など、具体的に正しい交通ルールの指導をする

☆出かける時は、自転車乗車時のヘルメット、シートベルトやチャイルドシート等、子どもの身を守る装備を正しく着用させる

高齢者の交通安全

平成 24 年中の交通死亡事故のうち高齢者が半数以上を占めています。

①加齢に伴う身体機能の低下により交通事故の危険性が高まっていること、交通ルールを守ることが命を守ることにつながることを、高齢者自らが理解するよう促しましょう。
②地域では、参加体験型の交通安全教室の開催を推進するなど、高齢者自らが交通ルールやマナーを身につけ、子どもや若者の手本になるように努めましょう。
③ドライバーに対しては、高齢者の特徴への理解を促し、高齢者を見かけたらスピードを落とすなど、「思いやり運転」を心がけるよう呼びかけましょう。

☆歩行中は、進行方向のみに視線が集中し、周囲を見渡せていないこと
☆歩くテンポは同じでも歩幅は狭く、進む距離が短くなり、道路横断に時間がかかること
☆自転車や自動車に乗る時には、走行が不安定になったり、赤信号や標識の見落としなどが増えていること

すべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用徹底

シートベルト・チャイルドシートの正しい着用は、交通事故の被害を軽減させる大きな効果があります。

①ドライバーは、自らがシートベルトを着用するのはもちろんのこと、すべての座席の乗員がシートベルトを着用したことを確認してから発車しましょう。
②子どもが乗車する時は、体格に合ったチャイルドシートの着用を徹底するとともに、取扱説明書をよく読んで正しく使用するよう周知徹底しましょう。
③地域や職場などでは、シートベルト・チャイルドシート着用時の安全性、非着用時の危険性を周知し、正しい着用を徹底するよう注意喚起しましょう。

☆交通事故の衝撃による二次衝突（後部座席の人が前席の人やフロントガラス等に衝突する）、車外放出（車内の人がフロントガラスやドアから車外に放り出される）を防ぎます
☆チャイルドシート不使用者は使用者に比べ、死亡重症率が 3.8 倍も高くなります
（全国平成 23 年中　警察庁交通統計資料）

イ　自転車安全利用促進強調月間

自転車の安全利用促進

自転車乗用中の死者・負傷者数は、他の交通手段に比べ減り幅が小さくなっています。（交通事故総合分析センター H13 ～ H23）

①自転車安全利用五則を周知徹底しましょう。

～自転車安全利用五則～

1　自転車は、車道が原則、歩道は例外　2　車道は左側を通行
3　歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4　安全ルールを守る
○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止　○夜間はライトを点灯
○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5　子どもはヘルメットを着用

②通学通勤の拠点となる駅等でマナーアップキャンペーンを展開し、正しい乗り方・とめ方、マナーの遵守を強く訴えましょう。

☆自転車は、自動車やバイクと同じ「車両」です。乗用中の被害を軽減するために、中学生・高校生はもちろん、大人も子どもの手本となるようヘルメットを着用しましょう
☆自転車安全整備士による定期的な点検整備をするよう呼びかけましょう
（自転車安全整備制度<ＴＳマーク貼付>の推奨）

ウ　名古屋さわやかロード月間

違法駐車･青空駐車の追放

路上駐車・青空駐車は緊急自動車の活動の妨げや様々な通行の妨げになります。

①道路を駐車場代わりに利用しないよう、地域で話し合いましょう。
②違法駐車･青空駐車をなくすため、キャンペーン活動などの展開や、地域においては駐車マナーパトロールを実施しましょう。

☆わずかな時間でも自動車・自動二輪車は駐車場に止めるよう徹底しましょう
☆駐車車両は視界をさえぎるため、直前直後の横断など、自転車や歩行者の飛び出しなどによる交通事故の誘因になります

生活安全　2　生活安全市民運動

（１）　期間及び重点事項

ア　春の生活安全市民運動

期　　間：**平成25年4月1日（月）～10日（水）までの10日間**
重点事項：**住宅対象侵入盗の防止**
自動車盗・部品ねらい・車上ねらいの防止
子どもの安全を守る活動の推進

イ　自転車盗難防止「ツーロックの日」

実 施 日：**平成25年5月26日（日）**
重点事項：**自転車盗の防止**

（２）　スローガン

みんなで創ろう、安心・安全　なごや
「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」 3N(ない)

（３）　主要実施事項

ア　春の生活安全市民運動

住宅対象侵入盗の防止

平成 24 年中、市内では住宅対象侵入盗が急増しました。

①４月は新年度、新学期が始まり慌しい時期ですが、自分の家もねらわれているという意識を持ち、短時間の外出でもカギかけを徹底しましょう。
②窓が空き巣等の主な侵入口となっています。窓に補助錠や警報機などをつけ、防犯性能を向上させましょう。
③普段から近所同士であいさつをし、地域の連携を深め、長期間留守にする時は近所に声をかけるなど、空き巣に対する地域の目を強化しましょう。

☆無施錠箇所からの侵入が約４分の１を占めています。また、侵入の７割近くが窓からの侵入ですが、侵入に５分以上かかると、ドロボウの約７割があきらめるといわれています（平成 24 年中　愛知県警察犯罪統計資料）

自動車盗･部品ねらい･車上ねらいの防止

市内では、自動車盗の認知件数が平成 20 年から５年連続して政令指定都市ワースト１位です。

①明るく管理された見通しのよい駐車場に駐車し、車両から離れる時は、短時間でもカギをかけ、車内に荷物を置いたままにしないようにしましょう。

②ハンドルロック装置や警報装置など盗難防止機器は、なるべく組み合わせて活用しましょう。
③カーナビやナンバープレートが盗まれるのを防ぐため、盗難防止ネジを活用しましょう。また、カーナビの盗難防止用パスワード機能を活用しましょう。

☆自動車盗の約８割がエンジンキーを抜いた状態で盗まれています
☆部品ねらい被害の７割以上をカーナビとナンバープレートが占めています
☆上着はもちろん、紙袋でも車内に置いたままにしておくとねらわれやすくなります
（平成24年中　愛知県警察犯罪統計資料）

子どもの安全を守る活動の推進

子どもに対する声かけ・つきまといは子どもだけで行動する時間帯に集中しています。また、新入学児童に限らず、小学生の被害が多くなっています。

①新入学児童などに子どもを犯罪から守る５つのおやくそく「つ・み・き・お・に」を繰り返し教え、習慣づけるようにしましょう。

「つ」…ついていかない　**「み」**…みんなと、いつもいっしょ
「き」…きちんと知らせる　**「お」**…おおごえで助けを呼ぶ　**「に」**…にげる

②通学路の安全点検等を実施し、安全マップを作成するとともに、登下校時の子どもの見守り活動を実施しましょう。

イ　自転車盗難防止「ツーロックの日」

自転車盗の防止

施錠した自転車と無施錠の自転車とでは、盗まれる危険性が大きく違います。

①丈夫なワイヤー錠などを活用し、ツーロックにするよう呼びかけましょう。
②管理の行き届いた明るい自転車駐車場を利用しましょう。
③防犯登録をするよう呼びかけましょう。

3　広報啓発活動（交通・生活安全共通）

（１）地域・団体ぐるみで各種の街頭啓発活動を展開しましょう。
（２）ポスターを地域・事業所等に掲出しましょう。

4　推進要領（交通・生活安全共通）

（１）上記のほか「平成25年度交通・生活安全市民運動実施要綱」の年間の重点事項などにも積極的に取り組みましょう。
（２）関係機関と連携のうえ、地域の実情に応じた効果的な活動を展開しましょう。
（３）交通安全市民運動と生活安全市民運動の相互が連動した効果的な運動を展開しましょう。

名古屋市
名古屋市交通・生活安全市民会議
編集　市民経済局地域安全推進課　　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（〒460-8508）
電話（052）972-3124　FAX（052）972-4823
発行部数14,800部　通番24号

交通安全・生活安全ニュースは古紙パルプを含む再生紙を使用しています。